

### 第3回高知県安全安心まちづくり検討会議事録

#### 1 開催日時

平成18年11月24日(金) 14時~16時

#### 2 開催場所

高知共済会館3階 赤帝

#### 3 出席者 検討委員会(50音順)

弁護士	稲田 知江子
高知県建築士会女性部会幹事長	岡本 佐代子
高知県老人クラブ連合会副会長	小橋 容之
嶺北地区地域安全協議会地域安全アドバイザー	式地 真美
高知県短期大学教授	関根 猪一郎
高知県連合婦人会会長	寺尾 敦子
布師田地区タウンポリス代表	西沢 敏行
安芸市まちづくり課課長	野町 真道
いの町総務課庶務係長	山崎 泰代
高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長	由原 隆一
高知県経営者協会専務理事	渡辺 泰方

#### 事務局

高知県文化環境部副部長	坂本 彰
同 県民生活課長	松岡 さゆり
同 県民生活課 チーフ (安全安心まちづくり担当)	宮地 功
同 県民生活課 主任	高橋 敦子
同 県民生活課 主任	中野 自書
高知県警察本部生活安全部参事官兼生活安全企画課長	竹本 徳治
同 少年課長	北村 明彦
同 警察総合相談室長	稲野 利三郎
同 地域安全対策推進室長兼街頭犯罪抑止対策室長	中森 茂
高知県健康福祉部高齢者福祉課 課長補佐	白石 文広
同 こども課 チーフ (青少年健全育成担当)	棚野 真一

土木部道路	専門企画員	中島 俊彦
同	都市計画課 課長補佐	野々村 毅
	住宅企画課 主任	大原 勝一
	建築指導課 建築審査班長	北村 秀博
高知県教育委員会児童生徒支援課		
	専門企画員	永田 新助

#### 4 議事

(1) 高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（仮称）についての基本的な考え方について

(2) その他

#### 5 議事概要

##### 事務局（県民生活課 宮地）

ただいまから、第3回高知県安全安心まちづくり検討会を開催します。本日はお忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、林委員さん、山本委員さんが所要のため欠席されます。

それでは、これからの進行は稲田会長さんをお願いします。

##### 稲田会長

皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速、議題に入りたいと思います。

前回は、条例に盛り込むべき事項について議論をしました。本日は、その結果を踏まえまして、事務局から提言の原案を頂いております。

この案は、事前に送っていただきましたので、皆さま一読されているかと思います。それでは、早速項目に従いまして議論を進めて参りたいと思います。

まず、条例のネーミングなんですけれども、提言案の表紙に「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例（仮称）」と記載があります。前回、山本委員さんの方から、条例に親しみを持って貰うために、沖縄県のように方言を取り入れてはどうかというご提案がありました。この件について、何か御意見はありますでしょうか。

事務局の方でご説明いただけますか。

##### 事務局（県民生活課 松岡）

前回、山本委員さんから、条例に親しみを持って貰うために沖縄県が「ちゅらうちな」という方言を名称に入れているので、高知県でも方言を入れてはどうかというご提案がありました。

今日は御欠席なのでございますけれども、山本先生から「高知県よさこい安全安心まちづくり条

例」という名称の御提案を頂いております。その趣旨はですね、「よさこい」というのは、「夜さぁ来い」という意味もありますと、それで「夜遅くても安全だよ」というのは高知県らしいという、その2つの意味を含めているとおうかがいしております。皆様方に、前回宿題として名称の案をお願いしておりますけれども、ご提案を頂ければと思います。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。

条例としては、誰が見ても分かりやすく、また、あまり長なくて覚えやすいものもいい、それから、誰が見ても分かりやすいということで、安全安心まちづくりという言葉を入れることはやはり必要ではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

仮称のままでも、分かりやすくてよろしいとは思っておりますけれども、何か御意見がありましたら。

#### **小橋委員**

前回、山本委員さんが方言がいいと言われたときはなるほどと言うような感じで聞かせて貰っていたんですが、今、課長さんの方から「よさこい」という言葉についての解釈、説明がありましたね。名称に入れるとそのことに別に説明が必要になる、そんなことを色々考えた場合、また各都道府県の条例の名称を見比べてそれやこれや考えると、私は、今ここにある仮称でよろしいのではないかと考えております。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。今、御意見がありましたけれども、やはり、簡単で、分かりやすいという面では仮称でよろしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

#### **渡辺副会長**

事務局の方にちょっとお尋ねするんですが、条例になって、議会に提案すると、こういった時には、何か形通り、例えばここにあるような感じのものでないといけないということはないですか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

これが条例になりますまでには、政策法制課と法制的に話をしていきます。その次には、法制審議会というものが全庁的にございます。そこで意見を聞き、それから庁内で決裁を経て、議会にご提案していくというふうになってまいります。そのために、ここで高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例ということになりましたとしても色んな意見は出てくると思います。

ルールとしてはですね、頭に「高知県」は付きます。

#### **渡辺副会長**

分かりました。実は、なぜそういう質問をしたかと言いますと、以前に関根先生等と一緒に参加した男女共同参画の条例づくりのときに、一部の人がこういうものを知って

いるというのではいけないので、分かりやすい名前、この間の方言のようなかたちですね、「みんなで一緒にやろうじゃないか条例」だとかというような名前を色々出したときに、議論もそれほど深まらなかったのですが、やはり条例の名前のつけ方というのはベースがあって、突飛な名前が出るのもおかしいのではないかとというようなことがありましたので、そのあたり、今も同じなのかどうなのかと思って聞きました。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

基本的には、まず、頭には高知県が付きますというのがルールです。それと、今、会長さんからおっしゃっていただきましたけれども、あまり長くなって、誰にも分かりやすい、条例の表題を見て内容が推し測れるような、何の条例だと分かるような名称である、というようなルールはございますが、例えば犯罪のない安全安心まちづくり条例がそれをすべてクリアーしているのかというようなことは、個別個別の議論になってまいります。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。今日は2時間の中でこの提言案を審議しなければならないという時間的制約もございます。それで、どうでしょう。今の仮称、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」というシンプルなかたちでよろしいでしょうか。

（各委員異議なし）

はい、それでは、内容に入らせていただきたいと思います。めくっていただきまして、最初に「目次」がございます。「はじめに」というところがあって、それから、「検討の背景」がありまして、その後、「条例に盛り込むべき事項について」とあります。「条例に盛り込むべき事項について」は、項目に分けさせて貰いまして、それ毎に議論をさせていただきたいと思いますが、まず、最初の「前文」から3つ目の「基本理念」までを一区切りにします。それから、次の「責務や役割」から「計画の策定」、ここまでのところを基本事項だということで区切ります。それから、「広報啓発の実施」というところから、「地域で防犯活動を行う団体の活動内容等の公表」のところまでを取組ということで分けます。それから、「児童等の安全の確保」から「観光旅行者等の安全の確保」までを、対象ということで分けさせていただきたいと思います。それから、最後の3つを「環境の整備」ということで分けさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず最初に、「はじめに」と「検討の背景」というところですが、「はじめに」というのは私が会長として意見を述べているところ、「検討の背景」は現在のデータで、犯罪の発生状況、それから、取組の状況などについて記載がありますけれども、御質問や御意見はございますでしょうか。

#### **渡辺副会長**

全体には、私は非常に分かりやすくていいというのが第一の感想でございますけど、「はじめに」のところの文章のちょうど真ん中ぐらいに、「犯罪を防ぐためには、雇用の場を

確保するなど県民生活云々・・・」とあるんですが、見方によっては、「雇用の場を確保するなど」というと、失業している人が犯罪の何かの要因になるんじゃないかと、こういう取られ方をするんじゃないかということを感じました。それから、次の行の「警察のパトロールや取締りなどを強化する云々・・・」というようなこともどうか。そういう問題意識を持って、仮にこういう内容を載せるとすれば、例えば、警察の活動だけに頼ることなく自らの安全は自らが守るとか、地域ぐるみの云々だとか、防犯意識を高めるとか、ちょっとここらあたりの5～6行を整理された方がいいかなという感じでございますが、いかがでしょうか。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。実は、これは事務局で書いていただいたものなのですが、私も、ちょっとここは引っかかってはありました。「犯罪を防ぐためには」というところから「しかし」というところまで2行を削っても文章としてはいいんじゃないかと思います。他に何かございますでしょうか。

#### **野町委員**

いじめとか、虐待とかということが今しょっちゅう言われます。ここでそれを論議することはこの中からちょっと後退するかもしれませんが、ただ、やっぱり社会的な問題として、子ども達が置かれた立場からすれば、どこが安心安全ということが問い直されるのではないかという気がします。いじめにすれば、いじめられる子、いじめる子がおるわけですが、今日の高知新聞でしたか、友達がいないとか、家庭の中で話ができないとか、そういう子がいじめをする率が高いということですよ。

どの県の条例を見ても、多分、いじめとか虐待ということは条例の中に入っていないと思うのですが、そういう言葉は入らんにしても、やっぱり前文なり、あるいは趣旨とするところに、そういう子どもとか、いじめられる側も、いじめる側も、なんとか、その基本として安心安全で居れる家庭であり、あるいは学校であり、地域でありと、そういうことに触れられていかなければならないのではないかと。

主に犯罪という面では、外から外的な圧力にあって、子どもが被害を受けるとか、高齢者が被害を受けるとか、それを防止するということが主に流れている文脈じゃないかと思うんですけど、その手前にあるものが、もうちょっと論議といいますか、話がされんとすね、本当に今病めるところが直されていかんという気がする。どんな風に条文の位置づけをするかということとは分かりませんが、条例の精神としてそういうところがほしいという気がします。こんなことをいうのはバックしたことになるかもしれませんが、いずれ推進計画なりが話をされて、その中で盛り込むべきことかなとは思いますが、やっぱり、その条例の精神というものがもうちょっと、子どもが置かれた状況とかに触れられるところがあたらなという気がします。済みません、バックするかもしれない。

### **稲田会長**

そうですね、今、核家族化が進行して子育てをしにくくなっている環境の中で、子どもたちが安全で安心していられる居場所というのが減っている、地域の人々に見守られながら、もう少し健全に育つ環境が必要だということではないかと思います。そのことがこの中で盛り込まれていないことはないと思いますが、もう少しその辺を具体的に文章に書けたらいいのかなというところもあると思います。

他に「はじめに」について御意見があったらお願いします。

ちょっと駆け足で申し訳ないのですが、文章については私の方が事務局に相談させていただいて考えさせていただきたいと思います。

「検討の背景」のところについて御質問、御意見がございますでしょうか。

### **渡辺副会長**

警察の方にお尋ねするようなことになると思うのですが、2ページの犯罪の種類の中でですね、「窃盗犯のうち・・・」とありますね、自動車、オートバイ云々とあって、その2行目に「そのうち約半数が鍵をかけ忘れて、つけたままの状態」とありますが、大体こういうような表現を普通するのでしょうか。鍵をかけ忘れる、ということは、鍵を付けたままにするのかな、と素人は思うんですけども、表現として。

### **事務局（県警本部 竹本）**

言葉の表現の問題でしょうか。いわゆる錠をするのを忘れたと、錠をしていないという状態、それから、ひどい場合にはですね、自動車のエンジンキーを差し込んだままその場所を離れるというような状態を表すために書いていますが、文章的におかしいところがあれば直したいと思います。

### **渡辺副会長**

例えば、鍵をかけてない状態で云々とありますが、鍵をかけてないで済むのなら、それでいいんじゃないかと思いますが、付けたままとか、かけ忘れとか、用語の使い方としてはどうですか、と。

### **事務局（県警本部 竹本）**

用語の統一は必要だと思います。

### **事務局（県民生活課 松岡）**

この文章の「鍵をかけ忘れて、つけたままの状態」という書きぶりは私どもの方でさせていただきます。

一番はじめにお渡ししました資料の「高知県の犯罪情勢」の中の「身近な犯罪の現状」という項目に、空き巣、忍び込みというようなところで、鍵をかけずという表現がございました。そのあと、自転車とかオートバイ盗ですね、自転車盗では「施錠はしていない」、オートバイ盗は「キーが付いている」、自動車盗も「キーが付いている」というように、

少しづつ微妙に表現が変わっておりました。例えば、オートバイとか自動車については、鍵を忘れている、鍵をかけていないというより、そのままキーが付いている状態というように書く分けましたものです。

#### **稲田会長**

よろしいでしょうか。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

空き巣のところに鍵をかけていない状態と書いてありますが、鍵をかけていない状態というのは、忘れている場合もあるし、わざとそのままにしている場合もあります。

#### **稲田会長**

他に何か・・・、はい、関根先生お願いします。

#### **関根委員**

背景の部分で、考えとしてまだまとまっていないのですが、ちょっと気になるところがあります。

3ページに少年非行の項目がありますね。統計上は非行率が全国ワースト2位ということで、特に中学生、高校生が多い、また小学生も107名となっています。

この条例全体が、いかに安全を守るか、被害に遭わないかという観点でまとめられていて、それは基本的にそれで良いと思うんですが、そういう子どもたちが、万引や自転車盗みみたいな軽微なことでも、そういうことに入っていかないような形で何かこういう条例の条文にするか、あるいは「はじめに」にそういう観点を入れるか、という、意見としてはまとまっていませんけれども、その部分を読んでそんなことを感じました。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。少年の非行の率が高いことが書かれていますけれども、やはり、少年のいる環境を整えていかないことには、その芽を絶つことができないと思います。それを何とか、「はじめに」なりのところを出していければいいと思います。そこはまた考えさせていただきたいと思います。

他に何かございますでしょうか。

それでは、「盛り込むべき事項について」のところの議論に入ってよろしいでしょうか。先程申しましたように、まず「前文」、「目的」、「基本理念」というところですね、ページで言いますと3ページの終わりから、5ページの中頃まで、ここが対象になりますけれども、何か御意見はございませんでしょうか。

#### **由原委員**

5ページの文言ですけれども、「高齢者など犯罪の被害を受けるおそれが高い人」という文言になっておりますけれど、12ページに入っております「高齢者、障害者、女性」という文言を、これに入れたらどうかと。

**事務局（県民生活課 松岡）**

高齢者、障害者、女性、この三者を上げる書きぶりによろしゅうございますか。

**稲田会長**

「高齢者、障害者、女性等犯罪の被害を受けるおそれが高い人」としたらいいと思います。犯罪の被害を受けるおそれが高い人というのはこの三者に限られないと思いますので。

「検討会における意見」というところに委員の皆さんからいただいたご意見が入っていますが、「こういう趣旨の発言ではなかった」というようなことでも、お気づきになりましたら言っていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

では次に「基本的な事項」としまして、県、県民、事業者の責務、あるいは団体の役割というところから、「計画の策定」というところまで、これは5ページの中頃から7ページの中頃までの範囲で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

まず、地域における推進体制の整備というところで、市町村の役割とか責務について、ここには記載がないわけですが、これを入れるべきか。次の6ページには「市町村との連携」について定める、となっていますが、「市町村の責務」というものを県の責務や県民の責務と並列して書くべきなのか、それとも連携ということによろしいのかどうか、その辺りの考え方の整理を、事務局の方から一言お願いします。

**事務局（県民生活課 松岡）**

前回の検討会で、安全で安心なまちづくりの推進に当たっては、一番地域のことを分かっている市町村の責任といたしますか、役割が大きいのではないかと御意見をいただきましたときに、地方自治で市町村と県とは対等のパートナーであり、県条例に市町村の責務とか、役割ということを書くことはできないというご説明をさせていただきました。県の条例では、県と市町村との連携とか、協力という書き方で規定しております。

前回の御意見の「地域の事情に詳しく、県民に身近な自治体である市町村の果たす役割が重要であり、市町村には本来地域の安全に基本的に取り組む責任があると考えます」ということは、提言に御意見の趣旨を入れるという形でまとめました。こういうものを入れるのか、もう少し別の書きぶりにするのかについて御意見をいただきたいと思います。

**稲田会長**

ありがとうございました。県と市町村というのは対等のパートナーシップである、しかし、安全安心まちづくりについては市町村が果たす役割が非常に大きい、そのため、県と市町村の連携ということについて規定するのがよいのではないかと御説明と思います。山崎委員いかがですか。

**山崎委員**

ご説明のとおりと思います。

**稲田会長**

他に何かございますでしょうか。この点に限らなくても結構です。

#### **小橋委員**

つい先日、11月21日、22日の両日、全国老人クラブ大会が徳島でありました。私は、安全安心まちづくりの研究部会に入って勉強させてもらったんですけども、その時に、茨城県のある市が、こういうふうに安全安心まちづくりをやりますと具体的に報告したんです。ところが、大分県の方が、「条文そのものについて話をしてください。どう書いているかお聞きしたい」と質問したら、返事ができなかった。そのときに、市町村条例というのはそれぞれあるけれども、やっぱり、市町村段階でそれをもとに具体的にどうやっていくのか、ということが取り組まれていないということ強く感じたわけです。

黒潮町の場合も、条例だから止むを得んということは勿論ありますけれども、読んで分かりにくい、という感じがあるし、実態として、その条例に基づいた活動がされていない。大方と佐賀の防犯会を黒潮町として一つにしたとき、出席しておられた町会議員の方が「町としても何らかの取組を」と言われたので、「実は黒潮町でもこういう条例が、大方、佐賀が合併した3月20日付で作られております」と言うと「あ、そうですか」ということで、これは条例も知られていないと感じました。「県と市町村との連携」云々というときに、市町村の取組をどう図るべきか、というようなことを感じました。感想として聞き流していただけたらと思います。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。市町村単位でも条例というのが必ずしも浸透していないかもしれない、それをもっと活かしていくため、県としてもできることは市町村と連携してやっていく、ということではないかと思います。いかに具体的にやっていくかということは、また、今後の検討課題で、推進計画を作るにあたって検討していかなければならないところだと思います。何か事務局からございますか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

今から、市町村でせっかく作ってくださっている条例をもとにして、市町村でどのように動いていただけるのかということについて、県と市町村とで会議も持ち、連絡を持って色々工夫をしていかなければいけないのではないかと思います。

安全安心まちづくりに関して、市町村と県とが何らかの連絡会と持つことはこれまでにございませんでした。これからは、この条例を作ることをきっかけに、県と市町村が意見交換をしたり、市町村同士で意見交換をしていただく場を県が設けるというようなことも始めてまいりたいと思います。

#### **事務局（文化環境部 坂本）**

来年以降どうするかというところを、今いろいろ検討しておるところですけども、県庁の中で県の総合行政としてやっていかなければならないというのが、県庁の中の問題と

してあります。それから、県と市町村がうまく連携しながら、行政では県、市町村ぐるみ、両ぐるみでいかなければならない。では市町村の参加意識をどうやって高めていくのかというところで、今まで意見交換会などで地域をまわりましても、隣の市でやっていることを隣の町は知らないとか、隣の町でこれだけの積極的な取組をしているのに、隣の町は知らない、というようなことも実際ありました。だから、我々は、できるだけお互いに市町村間の連携もして、各市町村が「いいとこ取り」をしながらやっていけるような体制、場づくりといいますが、そんなことを県としてやっていかなければならないだろうというふうに考えて、来年以降の取組の中では想定して進めています。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。

県、県民、事業者については「責務」と書いてございますが、団体については「役割」と書いてございます。このように書き分けた趣旨を事務局からご説明いただけますか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

はい、県、県民、事業者は責務、自治会等地域で活動する団体につきましては役割というように事務局の方では書き分けて定義をしております。

と申しますのは、安全で安心なまちづくりをするための当事者は、まず県です。県民の方も、自らの安全は自らが守るということですので当事者、事業者もご自分の事業に関して従業員や顧客を守るというようなことにつきまして当事者であります。当事者については、安全安心まちづくりは「責務」と考えております。

ですが、ここでいう団体とは、必ずしも安全で安心なまちづくり、防犯に関することを目的として設立された団体だけではなく、自治会を例として挙げておりますけれども、地域で活動する団体一般を指しております。そうしたいろんな目的がおありになって作られた団体も、安全安心まちづくりの中では一定の役割を果たしていただきたい、そういう考えを込めまして、団体については「役割」としております。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。

団体は「役割」ということで、寺尾委員さん、何か御意見ございますか。

#### **寺尾委員**

役割で結構です。「団体の責務」とまでいきましたら大変重いあと読んで思っていました。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

役割という中にも、取組に当たっては県や市町村、地域で活動する他の団体と協力して進めることが必要と、少なくとも皆と協力してください、ということが書かれていますが、それはよろしゅうございますか。

高知市から「安全安心まちづくりについての高知市条例に向けての提言書」をいただきましたので、御参考に今日配布させていただいておりますが、実は高知市の条例案では、「市民団体の責務」として、やはり団体も当事者ですよという認識で提言されております。

#### **稲田会長**

高知市では「責務」と書かれているそうですが、西沢委員さん、いかがでしょうか。

#### **西沢委員**

それほど論議する話ではないと思います。役割で結構でしょう。

#### **稲田会長**

他にこの項目につきまして御意見はございますか。よろしいでしょうか。

では、7ページ半ばの「広報・啓発の実施」のところから、「地域で防犯活動を行う団体の活動を促進するための規定」ということで、9ページ中頃、この辺り、一定具体的な取組として記載がされておりますが、何かご意見はございますでしょうか。

#### **小橋委員**

警察の方に教えて欲しいんですけども、8ページの「検討会における意見」のところ、高齢者に知らせるための工夫として「オフトーク」云々と書かれおります。電話回線で提供とあるんですが、これはどのようなことになるのでしょうか、もう少し具体的に。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

以前、団体の方と意見を交換しましたときに、オフトークでいろんな町村の情報がやってくるという例を聞いたものですから、こんなところを活用できるのではないかということで、例として挙げたものでございます。色んな工夫の仕方があるかと思えます。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

小橋委員さん、黒潮町にはオフトークはありますか。

#### **小橋委員**

僕は不勉強で聞いたことがない。各家庭にはないです。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

オフトークというのは各家庭にスピーカーが付いておって、役場から定時あるいは必要なときに放送がされる。私は本山にりましたが、本山では全戸にオフトークが付いておりました。ある時、高知市で人を殺した男が山を越えて朝方土佐町に逃げ込みましたので、夜が明ける前、まだ役場の方がおいでなかったけれども、わざわざ出てきていただいて、そのことをオフトークで本山町、土佐町に放送していただきました。凶器を持った殺人犯が逃げ込んだと言ったものですから、住民の方は大変なショックを受けて、朝ご飯もよう食べざったというような話を後から聞いたことがございます。

このオフトークが県内でどのくらい整備されているのかまだ調査はしてありませんが、今、警察では、携帯電話による一斉情報提供とか、できるだけ緻密な情報提供のことも検

討しておるんですが、犯罪の被害に遭いやすい、犯罪の被害に遭ったら大事であるお年寄りが携帯電話を持っていない、それをどうするかということについては、一つはオフトークを考えておりますし、それから、地元の駐在が、その都度印刷物を区長さん方と連携してできるだけ早くお配りするとか、こういうことが必要ではないか。末端まで情報が行き届くという面についての検討がこれから必要であると思っております。

#### **小橋委員**

ありがとうございます。

#### **稲田会長**

他に何かございますでしょうか。

9ページの「地域で防犯活動を行う団体の活動を促進するための規定を設ける」というところですが、ここの趣旨のところを見ますと、団体が自らその名称や、所在、活動内容を広く公表する、県はその公表について支援を行うという書きぶりとなっています。この書きぶりによろしいのかどうか御意見をいただきたいと思いますが。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

前回、条例に盛り込むべき事項についての参考資料の中で、「ボランティア活動の促進」として、「ボランティア団体の活動を促進するため、申請に基づいて団体を登録し、その活動内容を公表します」ということを書いておりました、それに対しまして、公表することが大事である、830運動を展開する「おやし高知」という会が発足するのでこうした団体を率先して取り上げるようにしては、という御意見をいただきました。

なぜ、登録するとか、活動内容を公表するのかと申しますと、まず、子どもの見守りなどの活動をしてくださるわけですから、その団体が本当に信頼のおける団体であるかどうか、そういうことを知って貰うために、自ら自分たちの活動内容を公表するということで、公表が大きな目的であったと思いますので、そういう意味から再整理をさせていただきました。

自ら行う公表について、県はホームページで掲載したり、広報紙に載せたりと、いろいろな形で支援をさせていただくとということはどうだろうか、という整理でございます。ただ、この公表する団体について何かの基準が必要であるとか、そういう御意見もあろうかと思っておりますので、その辺りを議論をしていただければと思います。今のところ、公表の流れは、申請があり、安全安心まちづくりの活動をなさってれば、その活動の内容、それから、その団体がどういう団体であるのか、というようなことを県がお助けをして公表するという趣旨で書いてございますけれども、御意見がございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。公表に当たっての支援ということについては、県はどういう

内容をお考えでしょうか。

**事務局（県民生活課 松岡）**

県としましては、団体の方が、私たちはこういう活動をしている、私たちはこういう団体であると、代表者はこういう人で、こういうメンバーでやっている、というようなことを申請していただきましたら、公表の場、公表の手段を提供するということです。県のホームページに掲載をしますとか、広く知らせるための場を提供する。ホームページ、それから県の広報紙ですね、県民生活課にも広報紙がございますので、そちらでお示しするというようなことを考えております。

**稲田会長**

ありがとうございました。その公表に当たって、なんらか一定のスクリーニングということは考えていらっしゃいませんか。団体が申請してきたら、県のホームページに載せるということについて、細かい議論になってしまうかもしれませんが。

**事務局（県民生活課 松岡）**

子どもの見守り活動とか、高齢者の安全について訪問をされるというような活動内容、公表する内容は基本的には団体の方々が作っていらっしゃる訳ですので、それにつきまして、全く申請された活動がされてないということであれば問題であろうかと思えますけれども、活動して下さってれば公表するという姿勢でいいのではないかと思いますし、また、何か一定の基準がないと問題が起こるというようなことになるかもしれないと思うのですが、その辺りは議論をしていただいたらと思います。

**稲田会長**

ありがとうございました。登録制というよりは自らの公表についての支援ということで、実質的にはそんなに変わらないのかなという気はいたしますけれども、その辺り、何か御意見ございますでしょうか。

**事務局（県警本部 竹本）**

警察の意見としても概ね松岡課長の言われたとおりです。ただ、県の方へ「私のところはこういう団体で、こういう方々がメンバーにおいでで、こういう活動をしています」と、申請があつて名簿へ書いて公表してから、1年も2年も全く活動が見られないというようなことになると、そういう団体を大事に大事に育てる、更に2～3年活動がないなら、やっていただくように色々アドバイスなり、支援するということは必要だと思います。そういうことをしても、なお活動がないような団体については、例えば名簿から削除するというようなことはあってもいいのではないかと思います。ただ、最初の段階で厳しい基準を設けて、こうじゃなければいかんというようなことは全く考えておりません。

**関根委員**

今のご説明で基本的な理解はできました。ちょっと小さいことかもしれませんが、この

印が付いたタイトルで、「団体の活動を促進するための規定」という表現になっておりまして、この地域での防犯活動はあくまで自主的なもの、自主的な地域でのまちづくりで、条例の趣旨はこの部分そういうことだと思いますので、促進を支援するための規定、とかですね、そこら辺の配慮が必要かという感じがあります。

それと、活動の場の提供と、もう一つは、基本的には、この団体が必要とする情報提供だと思っただけですね。犯罪に関連する情報もあれば、他の団体がどういう活動をしているかという情報も参考になると思います。そんな整理でここはよろしいのではないかと思います。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。公開についてここはかなり書いてありますけれども、活動の場、あるいは情報の提供とそういった面からの支援を、もう少しこの趣旨に書き込んでもいいかというふうに感じます。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

分かりました。自主的な活動を促す、というより、自主的な活動が促されるための支援をするというふうに明確に書かないと、強制的に何かされるというイメージになってしまうということですね、了解いたしました。

それと、今おっしゃられました「犯罪の情報の提供」ということですが、7ページの下にある「地域において、県民、事業者、地域で活動する団体が行う自主的な活動が大切であることから、支援をします」というところに、「犯罪の情報をタイムリーに提供する」という記載があります。9ページにあります「地域で防犯活動を行う団体の活動への支援」ということになりまして、それぞれの団体が、他の団体の活動の情報を得たりすることができるか、そういうふうな趣旨になるという整理をしております。分かりにくかったかも知れませんが、そういう整理をさせていただいておりますが、それでよろしいでしょうか。

#### **渡辺副会長**

今松岡課長がおっしゃったことで、8ページも、「高齢者による自主的な活動を促すための」とある、ここもやはり支援なんですよ、そういうことで。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

そうです、結局、県が行いますのは、皆さんが自主的な活動をしていただくための情報の提供ですとか、基本的には全部「支援」という位置付けで考えております。

#### **稲田会長**

他に何かございますでしょうか。

9ページの「地域で防犯活動を行う団体の活動を促進するための規定」のところで、これがなぜ大事かといいますと、今ここにおいでいただいている団体の方は非常に熱心な

取組をされているわけですが、それを他の団体に伝えていく、あるいは、そういった団体がないところにも広げていくといった面が非常に重要で、それが3ページに書かれている「県内の取組の状況と課題」というところにもあると思うんですけども、そういった意味で、活動を行っている団体の情報を手に入れることが、県民にとっても、他の団体にとっても重要だということ、趣旨の中にもう少し前面に出してもいいかなということを感じました。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

事務局同士が対立しているとのイメージを与えることになるかもしれないが、あえて申し上げます。

提言案には「団体が名称や所在、活動等を公表するということについて支援を行う必要がある」と書いてありますが、これを文章どおり読むと、名称や活動内容を公表する主体は、ボランティア団体であるということになります。ボランティア団体が公表することを県がお手伝いしますと、このように読み取れますが、警察の案はそうではありません。県がボランティア団体を名簿に登載するなどの方法できっちり把握し、これを公表するというシステムを条例にかっちり書く必要があるということで、県民生活課の方にお願いしております。

つまり、ボランティア団体が自ら公表するのを県が側面から支援するという考え方でなく、県が主体となって、ボランティア団体の具体的な公表システムをちゃんと作ってあげる必要があると警察は考えております。

#### **稲田会長**

システムとは具体的にどういったことをお考えでしょうか。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

まず、公開の主体が誰なのかであるが、県が公表する。こういう団体があって、こういう活動をされておりますということを県が県民に公表するシステムであります。

#### **稲田会長**

登録制みたいなことを考えられているのですか。

団体が自ら言ってきたのに対して県が責任を持って公表するという、そういうシステムということですか。どういった内容のシステムですか。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

具体的に言いますと、申請に基づいて団体名や活動内容等を名簿にかっちり搭載して、それを色々な方法で公表する、こういう考え方であります。もちろん、搭載も公表も承諾が前提となります。

#### **渡辺副会長**

今も公表している例がありますよね、例えば、高知県ボランティアNPOセンターがピ

ッピネットとしてやっているし、高知市だったら、高知市のNPO市民会議でこのボランティアがこういう活動をしているという情報が取れるようになっているんです。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

個人情報には慎重に対処しないとイケない。あくまで同意のないところは当然登録もしてはいけませんので。登録という言葉を便宜上使わせて貰いますけれども、仮に登録とすると団体の要件を定めたり、登録に係る団体が不祥事を起こしたときの県の責任はどうか、など法的な問題が出てくることも考えられます。また、登録というと「あなたのところはだめ、あなたのところは良い」と絞り込むようなイメージがあると思いますが、そういう一部の団体だけを特別扱いするようなことを考えているのではありません。

登録するのは安全安心まちづくりについてのボランティア団体でございますので、例えば、町内会は運動部会もあれば、健康部会、環境部会とかいろいろある訳ですが、その中に防犯部会があり、町内会規約に防犯部会についてはこういう活動をしておりますよということが書いてあれば、希望されるのであればこの制度の対象となる。そういう考え方でいいのではないのでしょうか。従いまして、このボランティア団体を排除するということは、例えば、街宣車でかなり立てるような、安全安心まちづくりを口実に、いろんな活動をするがためにそういう申請をするというようなことは排除すべきとは思いますが、このような事例以外に排除されることは想定されません。

県の条例に高知県希少野生動植物保護条例というものがありますが、この中には、個人、団体の認定をする、とある。条例の下の規則で、希少動植物の保護をする個人や団体を認定し、認定したものの全く活動がないという場合には認定を取り消すというようなものが、現にあります。我々はそれほどのことを考えているのではないです。地域で活動されておるボランティアを条例で定めてあげる、根拠を条例に置いてやるということは、県も本気で安全安心まちづくりに取り組んでくれているんだと、ボランティアの方々も県のそうした姿勢というものがよく分かるでありましょうし、それから、条例で定めればどうしても公表せざるを得ません。下の要綱なんかで定めると、県が机の中にしまっている分らないけれども、条文に書けばどうしても県民全部に知ってもらえることになる。それから県民生活課の課長が言われましたように、活動内容が広く公表されますと、「ああ、こういう活動もあるのか、うちでもやろう」ということで県下全体の安全安心まちづくりが活性化する、こういう考えでございます。ご検討をお願いします。

#### **稲田会長**

県民生活課の方から何か考えは。

#### **事務局（文化環境部 坂本）**

ちょっと調整不足のところがあるのでありますが、現状を少し話しますと、例えばピッピネットの例がありました。これは、高知県のボランティアNPOセンターがやっている事業

で、登録しているのは各県内のNPOとか、法人化がとれない市民団体も登録しております。登録主体はNPOセンターです。もう一つは、県の森林ボランティアで、これは、直接県の方が要綱でボランティアの団体を登録してます。ただし、この場合は、例えば林業労働力の補完というような特定の目的を持った制度で、例えば一定規模以上の年間活動日数とか、活動面積をしているとか、一定の枠に絞り込んだ団体を県として登録し、それに対して県が支援するという、結構限定された登録の仕方をしております。

今回、登録するとか、登録しないは別にして、対象とする団体をどのくらいの範囲で考えるのか、例えば町内会でも安全安心まちづくりについて活動しておれば、それは団体として捉えるのかなど団体をどうとらえるかという話と、条例に登録という制度を定めるのか、そこのところの議論が事務局の中で詰め切れてなかったと思います。

我々が、地域で防犯活動を行う団体というときにどういう定義で捉えたらいいのか、例えばタウンポリスのように、一定それだけの特定の目的を持ったものを考えるのか、そうでなく、町内会、あるいは婦人会もそういう団体として考えるのか、じゃ、そういうものを考えたときにどういうルールで、こういった条例でやるのか、それとも条例でない方法でそれを作るのか、というところがまだ未整理で、今は結論が出ていない状況です。

#### **渡辺副会長**

私は、そういう状況で結構だと思えます。条例はこれから作るのですから。大体、提言ではこういうような狙いでということにしておいて、いざそれを条例化する、あるいは要綱化するとなったら、こんな点も考えないかん、あんな点も考えないかんということですね。今までずっと趣旨の書きぶりは、こういうような考え方で条例を検討したらどうですかということですから、条例の中身はこれから詰めていくということでもいいのではないのでしょうか。

#### **稲田会長**

この辺りはいろんな考え方があると思えますけれども、関根先生いかがですか。

#### **関根委員**

ここは、いくつのも作り方があると思うんですけれども、ここでの趣旨を私がどう理解したかと言いますと、そのボランティアの自主的な団体が名簿に登録するかどうかということ団体の意思で決めていただくというのを基本にしてはどうか、そういう整理が一つ、あと、それに関連しまして、その登録基準というのをどうするか、例えば私が住んでいるのは香北町の北麦団地というたった15軒しか家がない団地ですけれども、そこで何かこういう組織なり団体を作ろうかなと思った場合、例えば15軒のうち10軒参加して、10人で1回集まりを持ちましようみたいな活動を始めるとすると、10人くらい、あるいは戸数で10軒のものが登録の対象となるのかどうか、あるいは年1回の活動でも登録できるのかというような基準の検討が必要になってくると思えます。条例のこの部分はあく

までも自主的な希望によって登録するという制度にして、推進計画で基準等を別途検討して、こういう規模のこういう活動は登録できるというようにしてはどうかと思います。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

警察として考えておりますのは、今関根先生の言われましたとおりの案でございます。まず、ボランティア団体を登録する。今のところ登録後の活動が少ないということで排除する理由はないと思いますが、そういう細かなところは規則なり、会則などで定めたいとふうに思っております。だから、条文へは、「県として登録して公表します」ということだけ1行書けばいいんじゃないかと思えます。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。

そもそも登録ということがいいだろうかということがありますが、式地委員さん、何かありますか。

#### **式地委員**

難しいところです、ずっと聞いていて理解に苦しんでいました。

登録ということなんですが、実際本当に犯罪をなくそうと思って一生懸命やっているボランティアには登録とかそういうことは全く関係がないと思うんですね。それで、そういう活動しているボランティアさんの、登録とか全く関係なしにやっている活動、一生懸命本当にやっている活動を県や市町村担当の方、そういった方が引き出してあげて紹介してあげるふうにしていけばいいんじゃないかと思えます。

登録とか、自分達がこんなことをやっているという競走という感じで、自分達の町をよくしてやろうと思ってやっている人はいないんじゃないかな。うまく言えませんが、登録目的でやっている人は本当に少ないと思えます。

ボランティアさんと一緒に仕事をしていると、本当に自分達のまちを考えて、自分達の地域のこと、子どもたちのことを考えてやっているの、それを県の方で把握してあげて、私たちから伝えられることは県の方に伝えて、そうして活動を紹介してあげていけばボランティアさんが喜ぶのではないと思えます。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。はい、山崎委員どうぞ。

#### **山崎委員**

いの町では以前、関根先生にお世話になって男女共同参画の条例と行動計画を作りました。その後、ボランティア養成支援を目的とする要綱を作りまして、ボランティアの方々を一定の基準を設けて登録し、その方々にいろんな情報を提供するという仕組みを作った経過があります。

#### **野町委員**

今登録と言われましたので、安芸市では社会福祉協議会で、ボランティア団体が登録をして、ボランティアを求める人とボランティアができる人の融合といいますか、求める側とできる側の接点をなんとか作りたいなということで、よりお互いが活動をしやすいようなものにしようと、まちづくり課と社会福祉協議会とが、ホームページを作りました。が、あんまりまだ動いていない。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

登録という言葉が多く使用されるようになりましたが、この件については、県の事務局の方ともこの長い間検討を重ねてきております。それで、警察の案としましては、登録という言葉については、法的な意味、今お話で出ておりますように基準を設けたり、県がお墨付きを与えることになりませんかという法的なイメージが出てきますので、警察の案としては認定という案とそれから名簿に登載するという案です。名簿へ登載しておいて、団体名とか活動内容を公表する、名簿に登載するというのであれば特に法的な意味もないのではないのでしょうか。

#### **渡辺副会長**

いま話の出ているところは、条例に盛り込むべき事項についての検討資料、前回頂いた資料の中の3ページ前段部分のことを言っているんでしょう。ここに条例に盛り込むべきとした考え方が出ております。

いわゆる安全安心まちづくりの「好事例を知りたい」、「自分のところでもやりたいけれども、よそではどういうことをやっているのか、それを参考にしたい」ということ、あるいは「地域でこういうことをやりゆうのはどこだろうか」、「高知へわざわざ行かなくても小さな町の中でやっておれば、そこでどういうことをやっているのか」ということですので、盛り込むべきと検討会で考えたその辺りの基本を踏み外さないようにすればいいんじゃないんですか。意見交換会でも出ておりますよね。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

今回、団体の方からその公表を求め、県がそれに対して支援するというふうに定義しましたのは、まず、いま渡辺副会長がおっしゃいましたように、お互いに情報交換すること、それから、自らの活動を知らせることによって、自らの団体の活動をもっと盛り上げていくような、そういう趣旨というようなことを考えましたので、再整理をさせていただきました。

一つは、登録しなければ活動が出来ないのではないかというような誤解を与えてはマイナスになるのでないか、先ほど式地委員さんが言われましたように、登録とかそういうこととは関係なく、地域で本当に頑張っていらっしゃる方がおられる、そういう方は別に登録を求めないかもしれませんが、そういう登録しない方たちの情報もやはり出していかないといけないと思います。県民生活課としてはそういうことを一つ一つ掘り起こしていき

いと考えておりました。

もう一つにはですね、いま子どもたちに声をかけづらいような状況にある中で、子どもたちの見守りをしていくに当たっては、やはり自分達がどのような団体であるのか明らかにして、私たちもちゃんとやっていきますよというところを示す、そういう団体でもあっていただきたい。地域の人々の信頼を勝ち得るという意味からも、自ら公表するというところをしていただいたらどうだろうか、それを県内に広めていくということは、当然県もお手伝いをしてやっていくというようなかたちで整理をしたものです。

公表についてもどういう団体を公表するのか、基準は何なのかというようにいろんなことがあるかと思いますが、あまりいろいろしぼらずに公表のお手伝いをして広く知らせていくというようにできるのではないかと。公表してほしいと言ってきていただく、我々が公表しませんかと言ってお話を持って行く、そうすると団体名とかが載る訳ですので、ある意味ほとんど名簿ができてしまうということになりますから、この整理はさして警察さんがおっしゃることと内容は違わないと私どもは考えております。それを名簿の登載と言うのか、しかもそれを条例に書き込むのかということの差です。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

条例に書き込むのかというお話が松岡課長からあったのですが、現在22市町村で制定していただいている市町村条例は、高知市にも作っていただきますが、殆どが警察から市町村にお願いして作っていただいた条例で、殆どが抽象的な、例えば「防犯に配慮しましょう。」といったようないわゆる宣言型条例です。具体的な、例えば、推進会議を置くというような、動かざるを得ないという規定があるのは、高知市は別として、いの町条例だけであったように思っております。

警察ができるだけ具体的な規定を条例に盛り込んでいただきたいというのは、こういう抽象的な宣言型の条文のみを並べても実際に動かない場合が多いということ、現実の体験として知っておるからで、そういうことで強く申し上げております。

先程関根先生から、少年の万引とかについてもちゃんと対策をとらないかんのではないかと、と高知県の少年非行の実態から、大変有り難い御意見をいただいた。少年の非行防止についても、県警は条例に盛り込む具体的な案を今年の春から県の方にお示しして検討をしていただきましたが、いずれも廃案となっております。

しかし、少年の非行防止についての取組は本県の安全安心上極めて大事なことで、現在は資料10ページのように少年の健全育成案を載せていただいているような状況です。条例というのは法律でありまして、抽象的な名文を並べるよりは具体的に書いていただく方が実際的に動くのではないかとというふうに私たちは考えております。

#### **稲田会長**

いろんな御意見があるわけですがけれども、やはり大切なのは、活動を行っている団体が

自ら公表する、やはり情報ですね。団体の存在だとか、どんな活動をしているかということ、県民の方々や他の団体がよく知って、県民総ぐるみで安全安心まちづくりを進めるということが一番大切で、そのためには情報を交換することが一番大事ではないかと思うんですけども、それを具体的に認定、登録制度とするかどうかは少し細かい議論である気がします。

この条例の中に推進会議を置くことを先ほどご提案していただいていますし、ここで登録制度としましょう、認定制度としましょうという結論を導くのではなく、どこまで具体的にするかは別にして、ここで「自ら公表することが必要です」となっている趣旨ですね、団体の活動がいかにして促進されるかというところで、もう少し大きなかたちで書き込んでいただいて、後は会議なり、推進計画のところでもう少し具体的な議論をしていく必要があるのかなと感じております。いかがでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

登録、認定という制度についてご意見をいただいても、それを条例にうたい込むかとか、どういう形に整理していくかはまさに法制上の話で、今から決めていかなければならないところです。委員の皆様方もここからというふうにおっしゃっていただけますので、まず情報の提供とか、情報の共有が非常に重要なことだというような趣旨を踏まえてまとめさせていただきます。それでよろしゅうございますか。（各委員、県警とも異議なし）

#### **稲田会長**

ちょっと時間が押して参りましたので、後、対象のところですね、「児童等の安全の確保」というところから「観光旅行者等の安全の確保」のところでご意見をどうでしょうか。

11ページのところで、「高齢者、障害者、女性等」ということですが、「障害者」については安全の確保の対象として特に多くの県の条例で入っている。

細かいところですが、9ページの下から3行目は、「学校等の設置者または管理者は、この指針に基づいて、児童等の安全が確保されるようにする必要があります」としたらどうでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

そうですね。訂正いたします。

#### **稲田会長**

何かございますか。寺尾委員さんどうぞ。

#### **寺尾委員**

10ページの趣旨の中ですが、「児童等を犯罪の被害から守るための教育とあわせて少年を犯罪を起こすことから守る」という文言なんですけど、「犯罪を起こさせない」という書き方でよろしいのではないのでしょうか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

検討会における意見の3件目に、「犯罪の被害に遭わないための教育だけでなく、犯罪を起こすことから児童を守る」というような意見があったと思います。まさに、児童が何か犯罪を起こすという書き方というのではなくて、そういう道に引っ張られていくことから子どもを守るという、そんな趣旨の発言とと思いましたので、こういう書き方になったものです。

#### **事務局（県警本部 竹本）**

ことごとく県の事務局と対立していますが、これはですね、私は、只今の御意見のとおりこういう表現はおかしいと思います。「少年に犯罪を起こさせない」というふうにしななければならないと思います。こういう遠慮したような、後へ一歩引いたようなことを言うべきではないと思います。

#### **稲田会長**

私は、個人的に、安全安心まちづくりは犯罪を起こさせない、犯罪の防止ということに直接結びついていいのだろうか、ちょっと気にかかるところです。しかも、それが少年と明確に書かれていますけれども、それなら成人に犯罪を起こさせないことも勿論必要になる訳ですし、地域の見守りの中で子どもたちを安全安心に育てていって、その結果として、犯罪を起こすような方向からできるだけ遠ざけるようにしていきましょうというようなところにこの趣旨の意義があるのではないかと私は感じましたので、日本語としてどうかということもあるかもしれませんが、やはり、「少年犯罪を起こさせない」というより、「犯罪を起こすことから守って、地域で少年を見守って暮らしていきましょう」という点を出したかったのではないかとこのように考えました。

関根先生いかがですか。

#### **関根委員**

会長さんのご趣旨と一緒にです。極端に分かりやすく言うと、子ども、青少年が犯罪を起こすこと自体がその子どもが被害者になっていると言いますか、大人がきちんと教育できていない、あるいは、地域社会、学校が教育できていないのであり、犯罪を起こすようなことから守ってあげようというような見方、趣旨ですから、「起こすことから守る」という表現、もっといい表現があるかもしれませんが、その表現の趣旨はそういうことではないかと思えます。

それから二つ目の黒丸で、「県、学校、家庭、地域社会は連携して、」とありますけれども、このテーマに関してはむしろ家庭が一番基礎にあって、「家庭、学校、地域社会及び県は連携して」というのが、このテーマに対する自然な順序といいいますか、そのように書き分けるといいと感じました。

もう一点、9ページの「児童等の安全を守るため」ということで、一点目は児童等というのが小学生に限定されているのか、あるいは保育園、幼稚園に通う、あるいは乳幼児ま

で含むのかということで、具体的には学校や通学路というような場所があがっていますけれども、対象をどう考えるかということですね。

それと、趣旨の部分に「子どもは犯罪に対して無防備な存在であり」とありますが、確かにそういうような面があるのですが、力量的にも、本当は小学生ぐらいになったら犯罪に弱い立場、無防備であってはいけない、自分を守る教育をしなければいけないという部分がありますので、はじめから小学生は無防備なんだと決めて、大人が、学校が守るんだというそういう守り方でいいのか、子どもにもきちんと責任のある行動と弱いなりに防備することも教えていく観点も必要だと思いますので、ここは無防備な存在というより別の表現が適切かなと思いました。

#### **稲田会長**

大変貴重な御意見ありがとうございました。この点につきましては、時間が押して参りましたので、事務局の方とご相談をさせていただきまして書きぶりを直していきたいと思えます。

それでは、最後にですね、環境の整備の面で、11ページの下から2行目から13ページの上の辺りまで、これについて何か御意見はございますでしょうか。事業者という観点から、渡辺副会長さん、何かございますか。

#### **渡辺副会長**

ありません。

#### **稲田会長**

特によろしいということですね。

次にですが、駆け足になりましたが、安全で安心なまちづくりを進めるうえで必要な取組についてというのが13ページから記載がございます。これについては、どういう趣旨で記載があるのかということ事務局の方からご説明をお願いします。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

はい、これにつきましては、第一回目の検討会で、この検討会の検討課題というところを説明させていただいたときに、条例に盛り込むべき内容と効果的な方策についてのご検討もしていただきたいということをお願いをしたかと思えます。効果的な方策については、条例に盛り込むことではないにしても、例えば来年推進計画を作るときに、こういうふうなことに取り組まなければならない、そういう観点から御意見があればと思ひまして、こういう項目を設けました。

ここにございます地域住民がお互いに見守り、支え合う地域社会をつくること、これは前回の会が終わりました後で、西沢委員さんから私どもの方にお電話がございまして、校区単位とか、市町村単位で、こういう組織を作ることが必要ではないだろうかというご意見をいただきましたので、それを受けて入れさせていただきました。これは県が支援する

ことでございますけれども、先ほどの市町村との連携の関係で、ここに御意見の趣旨を入れさせて貰いました。健全育成とか、広報啓発活動、情報の提供云々というのは、取組のベースとなるわけですけれども、今までの御意見の中から私どもの方でピックアップさせていただいたものです。来年の推進計画に反映するような内容のものでございます。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。ここに書かれております「取組の方向」というのは、この提言案の基本理念であります。

具体的内容について、この検討会で何を盛り込むべきか議論してきておりましたので、必要な取組についてはあまり議論されてこなかったかもしれませんが、御意見の中で出てきたところも思います。

例えば、14ページの健全育成は必要な取組についてはやり方まで提言に盛り込んでいきたい、そういった考えはございますか。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

14ページの健全育成について、今日お配りした提言は、教育委員会の方からこういう方法でというなものを貰いまして一定整理をしております。

いま行われている内容、これから重点的に行政として行うような方向で、皆様方から、例えば、先ほど野町委員さんからも居場所づくりというお話もございました。それから、子どもに積極的に声をかけるというようなことも、これまでの御意見がございましたので、それを踏まえて入れております。

この部分は全くたたき台でございますので、もっとこれに入れるべきだとか、こういうことはちょっとこの検討会で提言する内容ではないというようなことがございましたら、御意見をいただきたいと思っております。

#### **稲田会長**

事務局としては、これに次回までに御意見をいただいて、盛り込んで提言をしたいということですね。

#### **事務局（県民生活課 松岡）**

そうですね、効果的な取組について意見をいただきたいと思っております。

どこまで具体的に書くのか、もう少しあっさりを書くのか、書きぶりにつきましてはいろいろと御意見があるかと思っておりますが、取組ですので、事務局としましては今行われていることを参考といたしまして、具体的なかたちとして書いてはございます。

来年の推進計画そのもののようなかたちになるかと思っておりますが、基本的なところで、書いております。

#### **稲田会長**

ありがとうございました。時間もなくなってきましたが、何か。

### **渡辺副会長**

13ページの1の(3)で、「県、市町村、県民、団体等」の「等」の中に事業者が入っているか分かりませんが、これまでずっと「事業者」と書かれてきているんですね、そういうところでいくと、こことか、15ページの(3)のところとかも「事業者」と入れてはどうか。

それと、あまりにも具体的すぎるかどうかと首をひねりましたのが、15ページの「(地域で活動する団体への支援)」のところの2行目、「日常の活動に対し、若干の支援」のところですか。若干の支援とはお金をイメージしているのでしょうか。いろいろ他の支援とかやり方はあると思うのです。若干と言いますと、お金のような感じがするんですが。

### **事務局(県民生活課 松岡)**

お金というイメージではなく、いろんな情報の提供もありますし、助言もありますが、それはいずれかにうたっています。物品とか、具体的なところが念頭にありましたもので、こんな書きぶりになってしまったものです。

### **渡辺副会長**

強かに支援しなければならない場合もありますし、そのあたりうまく側面から支援するとかの書き方にすれば。

### **事務局(県民生活課 松岡)**

はい、分かりました。

### **稲田会長**

何か、他にございますでしょうか。

### **岡本委員**

ちょっと12ページに戻りまして、「住宅の安全の確保」のところですが、建築基準法に示されている法令を守れば住宅建築の審査は通るんですが、これを高知県ならではの住宅の安全の確保について建築指導課の方はどう考えられていますか。具体的にお願いしたいと思います。

### **事務局(高知県建築指導課 北村)**

建築指導課ですが、今言われたように建築基準法以外の規制をしようとは考えておりません。ただ、安全安心を促進するためにあたっては、新たに建てられる方に啓発をする必要があると思いますので、安全安心に対する取組の方針とかそういうものを添付しようというところで考えております。

### **岡本委員**

ありがとうございました。

### **山崎委員**

今更なんですけど、この条例に盛り込むべきこととして犯罪被害者の支援を載せるべきな

のかどうかを考えていたのですが。

**事務局（県民生活課 松岡）**

犯罪被害者への支援につきましては非常に大きなテーマで、法律もできましたし、地方公共団体の行うことも法に規定されております。ただ、他県のものを見ましたら、この条例の中に入っている県もございませう。

私どもとしては、これにつきましては議論して深めていかなければならない内容なのか、ここに支援と言うことで、簡単に盛り込むことができる内容ではないのではないかと、というのが正直なところでございます。もうちょっと、本当に議論していかなければならない項目であろうかと。

**稲田会長**

ありがとうございました。

そろそろ時間もなくなって参りました。こちらの取組については、もっとこんなところがあったところがいいということもあろうかと思っておりますので、この会議が終わった後でもですね、事務局の方に御意見をお伝えいただいたらいいかと思っております。

今日の議論は、この辺りで終了したいと思っておりますので、これからの予定を事務局の方からお願いします。

**事務局（県民生活課 松岡）**

今日いただきました内容で、もう一度この提言の案を見直しまして、パブリックコメントにかける必要がございます。修正いたしましたものを、来月初めから10日間ほどパブリックコメントにかけまして、次回検討会が12月18日を予定させていただいておりますので、そのときまでには、パブリックコメントの意見を反映させまして、もう一度皆様方に提言案を差し上げたいと考えております。

もう一点、パブリックコメントにかけます案は、今から皆様方のご意見を入れてこれを修正しまして、できれば会長さんにお諮りをして、提言案を作りたいと考えておりますが、その辺りの御意見をいただきたいと思っております。

**稲田会長**

事務局のご提案でよろしいでしょうか。（異議なし）

**事務局（県民生活課 松岡）**

パブリックコメントをかけまして、それによりまして提言案の調整もさせていただきまして、可能なかぎり12月18日の会議の前に皆様方のお手元に届くようにしたいと思います。次回検討会の議論を踏まえまして、最終の提言をとりまとめさせていただくということになります。

**稲田会長**

ありがとうございました。

それではここでマイクをお返しします。

**事務局（県民生活課 宮地）**

長時間にわたりまして熱心な議論をありがとうございました。以上をもちまして、第3回高知県安全安心まちづくり検討会を終了させていただきます。委員の皆さんありがとうございました。

16時閉会